

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

岐阜県民ふれあい会館の使用料の徴収事務の委託

(人づくり文化課)

ページ
一

号 外 (三) 平 成 二 十 三 年 四 月 一 日

告 示

岐阜県告示第二百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、岐阜県民ふれあい会館の使用料の徴収事務を岐阜県民ふれあい会館指定管理者県民ふれあい会館DN運営共同体に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) (金 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 三 年 四 月 一 日

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター